

岩手県告示第592号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり行う。

令和4年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和5年2月14日(火) 午後1時30分から

(2) 場所 滝沢市砂込389番20 岩手産業文化センター

2 受験手続 受験願書を令和4年11月24日(木)から同月30日(水)までに岩手県保健福祉部医療政策室に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療政策室に問い合わせること。